

別添 4 家畜疾病拡大影響抑制対策事業（野外環境リスク低減対策事業）

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会とする。

第 2 事業の内容

事業実施主体は、第 3 の 2 の（2）に規定する全国協議会が 1 の事業を実施する場合又は第 3 の 2 の（3）に規定する都道府県協議会が 2 及び 3 の事業を実施する場合に、その実施に必要な経費を補助するものとする。

1 経口ワクチン導入支援

全国協議会は、都道府県協議会に対する第 3 の 2 の（4）に規定する豚熱用経口ワクチン（以下「経口ワクチン」という。）の供給を目的とし、国（農林水産省消費・安全局動物衛生課をいう。以下同じ。）が決定した購入数量に基づく経口ワクチンの導入及び導入した経口ワクチンを冷凍倉庫に保管する取組を実施する。

2 経口ワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援

都道府県協議会は、豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針（平成 31 年 3 月 6 日付け 30 消安第 5881 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき都道府県が策定する経口ワクチン野外散布に係る県計画（以下「県計画」という。）に基づき、山塊等の野生イノシシの生息圏（以下単に「山塊等」という。）における効率的かつ効果的な経口ワクチンの散布方法の実証に必要な以下の取組を実施する。

- （1）実行計画の策定
- （2）作業の実行に必要な調整及び指示・指導
- （3）経口ワクチンの散布地点の選定（及び餌付け）の実施
- （4）経口ワクチンの散布
- （5）散布した経口ワクチンの回収
- （6）散布地点の選定（及び餌付け）・散布・回収データの取りまとめ

3 経口ワクチンの散布の省力化支援

都道府県協議会は、ドローンやベイトステーション等を活用した散布方法の省力化を図るための取組を実施する。

第 3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第 2 の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の実施要件等

- （1）事業の対象地域

この事業の対象地域は、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき国が設定する豚熱ワクチン接種推奨地域とする。

(2) 全国協議会

全国協議会は、経口ワクチンの導入及び都道府県協議会への供与を目的とし、令和元年11月14日に設立された豚熱経口ワクチン導入全国協議会とする。

(3) 都道府県協議会

都道府県協議会は、地域のバイオセキュリティ向上の促進及び隣接都道府県を含む地域の野生イノシシへの豚熱ウイルスの感染防止の全国協議会から供与された経口ワクチンの散布を目的とし、都道府県、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される都道府県を区域とする協議会であって、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 都道府県協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する全ての事項

イ 都道府県協議会の事業及び運営に関する事項

ウ 畜産振興に関する事項

エ 財務及び会計に関する事項

オ その他都道府県協議会の目的達成に必要な事項

(4) 事業の対象となる経口ワクチン

この事業の対象となる経口ワクチンは、欧州で実際に使用され、野生イノシシにおいて清浄化に寄与したもの及び我が国で製造され、安全性が確保されたもののうち、国が選定する製品とする。

(5) 動物用医薬品等輸入確認願

全国協議会は、経口ワクチンを輸入するに当たり、動物用医薬品等の輸入監視について（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長の確認済印を受けた動物用医薬品等輸入確認願の交付を得ることとする。

(6) 事業における人件費・賃金の取扱い

ア 第2の2の事業における人件費・賃金は、別表1に掲げる額を上限とする。

イ 人件費・賃金は、作業の従事時間に応じた金額（作業時間×時間単価）を支払うものとする。時間単価の算定方法は、別表1に掲げる単価を8で除して得た額を上限とする。

(7) 都道府県協議会が事業を行う際の外部委託の制限

都道府県協議会が第2の2の(2)の事業の実施において事業の一部を外部に委託する場合、会議運営や計画策定等事業の根幹をなす業務を委託することはできない。

(8) 経口ワクチンの空中散布

第2の2の(4)の事業において、経口ワクチンをヘリコプター等によ

り空中散布する場合は、県計画に経口ワクチンの空中散布を規定し、「空中散布の準備と実施の手引き」（令和２年７月９日付け農林水産省消費・安全局）に従い適切に実施するものとする。

(９) みどりの食料戦略システムによる環境負荷軽減に向けた取組強化

ア 全国協議会及び都道府県協議会は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、全国協議会及び都道府県協議会からアのチェックシートを収集し、その一覧を第６の１の交付申請時、第６の２の変更承認申請時及び第６の４の実績報告時に理事長へ提出するものとする。一覧には、全国協議会及び都道府県協議会の名称及び住所（都道府県）の情報を含めるものとする。

３ 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和７年度とする。

第４ 事業の推進指導

- １ 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、全国協議会及び都道府県協議会に対する事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- ２ 都道府県協議会は、事業実施主体の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第５ 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表２に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第６ 補助金交付の手続等

１ 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第１号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾

病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 補助金の変更交付申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又は全国協議会若しくは都道府県協議会の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業の実施状況の聴取等

（1）理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（2）事業実施主体は、全国協議会又は都道府県協議会に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1 人件費及び賃金の上限単価

区 分	上限単価
主任作業員	公共工事設計労務単価（国土交通省）の各都道府県の特種作業員の単価
補助作業員	公共工事設計労務単価（国土交通省）の各都道府県の特種作業員の単価

注 1：実行計画の作成、作業の実行に必要な調整及び指示・指導並びに散布地点の選定（及び餌付け）・散布・回収のデータ取りまとめ・報告を行う者にあつては主任作業員とする。

注 2：散布地点の選定（及び餌付け）、散布及び回収の作業を実施する班（グループ）において、統括者たる主任作業員を置く場合は 1 名のみとし、その他の者は補助作業員とする。

注 3：別表 2 の 4 の事業の推進指導のうち補助対象経費欄に記載されている賃金については、この表の上限単価は適用しないものとする。

別表 2

区 分	補助対象経費	補助率
1 経口ワクチンの導入支援	全国協議会が国の選定した計画に基づき実施する経口ワクチンの導入・保管に要する以下の経費 ・ 経口ワクチン購入費 ・ 輸送料、通関料 ・ 保管料 ・ 入庫経費 ・ 出庫経費 ・ 事務諸費（印紙代、振込手数料等）	定額
2 経口ワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援	都道府県協議会が県計画に基づき実施する山塊等における効率的かつ効果的な経口ワクチンの散布方法の実証に要する以下の経費 ・ 委託費（人件費、一般管理費） ・ 賃金※ ・ 諸経費（保険料、倉庫借料、登記簿取得経費等） ・ 防疫資材費 ・ 消耗品費 ・ 備品費 ・ 旅費（旅費、車両借上料、燃料費） ・ 感染性廃棄物処分費 ・ 保管費（冷凍庫） ・ 輸送料※ ・ 飼料代（餌付け用）	定額
3 経口ワクチンの散布の省力化支援	都道府県協議会が実施するドローンやベイトステーション等を活用した散布方法の省力化を図るための取組に要する経費 ・ 賃借料 ・ 備品費 ・ 諸経費（画像解析料、衛星画像購入費）	定額
4 事業の推進指導 （1）事業実施主体分	事業を円滑に推進するために要する以下の経費 ・ 会場借料 ・ 旅費	定額

	・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費	
(2) 全国協議会分	全国協議会が1の事業を円滑に推進するために要する以下の経費 ・会場借料 ・旅費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費	定額
(3) 都道府県協議会分	都道府県協議会が2及び3の事業を円滑に推進するために要する経費 ・会場借料 ・旅費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費	定額

※ 2の事業の一部を委託する場合、補助対象経費のうち賃金及び輸送料は委託の対象外とする。

別紙様式第1号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実施計画書」のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

単位：円

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 経口ワクチンの導入支援				
2 経口ワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援				
3 経口ワクチンの散布の省力化支援				

4 事業の推進指導 (1) 事業実施主体分 (2) 全国協議会分 (3) 都道府県協議会分				
合 計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
(3) 環境負荷低減チェックシートの一覧

注：添付資料について、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実施計画書

1 経口ワクチンの導入支援（全国協議会）

（単位：円）

区 分	個 数	単 価	事業費	備 考
合 計				

2 経口ワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援（都道府県協議会）

（単位：円）

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

3 経口ワクチンの散布の省力化支援（都道府県協議会）

（単位：円）

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

4 事業の推進指導

（1）事業実施主体分

（単位：円）

区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計			

（2）全国協議会分

（単位：円）

区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計			

(3) 都道府県協議会分

(単位：円)

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

注：県計画の写しを添付すること。

5 経ロワクチンの需給見込み

(1) 全国協議会における経ロワクチン在庫数量等

当該年度導入数	当該年度供与数

(2) 都道府県協議会における経ロワクチンの供与個数及び散布個数

都道府県協議会名	全国協議会からの 供与個数	当該年度散布個数
合 計		

別紙様式第2号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）補助金交付変更承認
申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知（及び令和 年
月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定の変更の通知）のあった国産畜産
物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク
低減対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国
産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4第6の2の規定に基づき申請しま
す。

注：（ ）書きは2回目以降の変更承認申請時に記載すること。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対象できるよう2段書き
し、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜
産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リス
ク低減対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付され
たく、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の3の（2）の規定
に基づき申請します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤)/ ②	残高 ② - ④ - ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実
績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名

金融機関名： 支店名：
預金種類：
口座番号：
口座名義：

別紙様式第4号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜
産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リス
ク低減対策事業）について、下記のとおり実施したので、国産畜産物安心確保等
支援事業実施要綱別添4の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）実績書」のとおり。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1から3までは別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きとし、上段に交付決定額
又は計画値を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

注3：第2の1の事業について、年度末に経口ワクチンの在庫がある場合は、
事業実施年度の期首在庫及び期末在庫についても報告すること。

4 事業に係る精算額

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名： 支店名：
 預金種類：
 口座番号：
 口座名義：

7 添付資料

環境負荷低減チェックシートの一覧

別紙様式第5号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうち野外環境リスク低減対策事業）に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった国産畜産
物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうち野外環境リスク
低減対策事業）について、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第7
の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。（返還がある場合は、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金の額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通期手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）「確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料